

約款・規定集の一部改定のご案内

2025 年 11 月

FPG 証券株式会社

令和 7 年 11 月 15 日から、以下のとおり「約款・規定集」を一部改定いたします。

第 1 章 総合取引約款

(下線部分変更)

新	旧
第3条の2（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	第3条の2（共通番号の届出） お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
第14条（取引報告書） 当社はご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第 37 条の 4 の規定に基づく「契約締結時等交付書面」として、取引報告書（以下「取引報告書」といいます。）を遅滞なく、お客様にお渡しいたします（郵送または「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書についても同様です）。	第14条（取引報告書） 当社はご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第 37 条の 4 の規定に基づく「契約締結時交付書面」として、取引報告書（以下「取引報告書」といいます。）を遅滞なく、お客様にお渡しいたします（郵送または「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書についても同様です）。
第15条（取引残高報告書等） (1)～(2) (現行どおり) (3) 当社は、第 1 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（ <u>電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。</u> ）については、第 1 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面 ② (現行どおり) (4)～(6) (現行どおり)	第15条（取引残高報告書等） (1)～(2) (省 略) (3) 当社は、第 1 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 1 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面 ② (省 略) (4)～(6) (省 略)

第 7 章 外国証券取引口座約款

(下線部分変更)

新	旧
第1条（約款の趣旨） (1) (現行どおり) (2) お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）、外国証券の売買注文を取り次ぐ方法により我が国以外で執行する取引（以下「外国取引」といいます。）および外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である	第1条（約款の趣旨） (1) (省 略) (2) お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含む。以下同じ。）に次ぐ取引（以下「外国取引」といいます。）および外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である

新	旧
場合には、当該外国証券の口座に記載または記録される数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 なお、上記の国内委託取引、外国取引および国内店頭取引については、信用取引に係る売買及信用取引により貸付けを受けた買付代金または売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。 第7条 (配当等の処理) (1)～(7) (現行どおり) (8) <u>配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社および当社はその支払義務を免れるものとします。</u> 第8条 (新株予約権等その他の権利の処理) 寄託証券等に係る新株予約権等(新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。)その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。 ①～④ (現行どおり) ⑤ 第1号イ、第2号および第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号イ並びに同条第2項から第5項までおよび第7項の規定に準じて処理するものとし、同条第8項の規定はその支払いについて準用します。 ⑥ (現行どおり) 第23条 (取引残高報告書の交付) (1) (現行どおり) (2) 前項の規定にかかわらず、お客様は、当社がお客様に対して契約締結時等交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。 (3) (現行どおり) 附則 (2025年11月15日) (1) <u>第7条第8項(第8条第5号において準用する場合を含む。)の改正は、2030年10月1日より施行します。</u> (2) <u>改正後の第7条第8項(第8条第5号において準用する場合を含む。)の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等(同号において準用する場合にあつては、同条第1号イ、第2号および第3号により売却処分した代金)についても適用します。</u>	証券」といいます。)である場合には、当該外国証券の口座に記載または記録される数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 なお、上記の国内委託取引、外国取引および国内店頭取引については、信用取引に係る売買及信用取引により貸付けを受けた買付代金または売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。 第7条 (配当等の処理) (1)～(7) (省 略) (新 設) 第8条 (新株予約権等その他の権利の処理) 寄託証券等に係る新株予約権等(新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ。)その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。 ①～④ (省 略) ⑤ 第1号イ、第2号および第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号イ並びに同条第2項から第5項までおよび第7項の規定に準じて処理します。 ⑥ (省 略) 第23条 (取引残高報告書の交付) (1) (省 略) (2) 前項の規定にかかわらず、お客様は、当社がお客様に対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。 (3) (省 略) (新 設)

第 11 章 外貨建MMF累積投資約款

(下線部分変更)

新	旧
第10条 (取引および残高の通知) (1) 当社は、お客様の外貨建MMFの売買に関する報告は、金融商品取引法第37条の4の規定に基づき、約定成立後、遅滞なく契約締結時等交付書面を作成し、お客様にお送りいたします。 (2)～(3) (現行どおり)	第10条 (取引および残高の通知) (1) 当社は、お客様の外貨建MMFの売買に関する報告は、金融商品取引法第37条の4の規定に基づき、約定成立後、遅滞なく契約締結時等交付書面を作成し、お客様にお送りいたします。 (2)～(3) (省 略)